

令和7年8月1日
福島県障がい福祉課

民間社会福祉施設整備事業に係る意見書及び補足資料作成について

このことについて、以下の事項に留意の上作成願います。

1 民間社会福祉施設整備事業に係る意見書

(1) 当該施設又は事業の必要性

国庫協議においては、当該整備計画が県または市町村の障がい福祉計画に沿ったものであるかどうか、圏域における該当事業所のサービス提供状況（供給）、該当事業所の利用状況（需要）等が重視されます。現状で需要が供給を上まわっており、市町村としても整備の必要性が高いこと等を記してください。

(2) 当該法人の経済基盤の適否

当該法人の経営基盤、将来的な収益見込み等を記してください。

(3) 設置予定地の適否

設置予定地が各種開発規制を受けない土地であること、日照等の生活条件、交通網等の利便性、近隣住民との関係性等を記してください。

(4) その他参考となる事項（事業に対する市町村の対応状況等）

市町村が今後当該事業所とどのような関わり方をするか等を記してください。

2 補足資料（任意様式）

(1) 上記1において参考とした資料

(2) その他域内の施設数、定員数、利用者数（契約者数及び見込まれる待機者数）の推移などがわかる資料

※このほか、参考となる情報・資料があれば提出してください。